



《会計・税務の知識》

ベンチャー企業経営の基本

～ぱぱっとわかる会社の税金④ 組織再編税制編～ <修正版>

企業経営において、税金の知識は不可欠なもの。会社にまつわる税金として、今回は組織再編にまつわる税制について“ぱぱっと”わかるようまとめてみました！

1. 組織再編税制とは

組織再編税制とは、会社をくっつけたり（合併）、分けたり（分割）、株式を交換（株式交換・移転）するような、いわゆる組織再編をした場合の、組織再編の当事者である会社およびその株主に適用される課税の取扱いを言います。法人税、所得税、消費税、登録免許税等、幅広い税目において組織再編に関する規定があります。

今回は、組織再編の当事者である会社について、法人税における適格組織再編と、繰越欠損金の引継ぎについて、合併を例にとりて概要をご説明します。

2. 適格組織再編

組織再編があった場合、引き継がれる資産の譲渡損益は、一般には課税されることとなりますが、一定の要件を満たす組織再編については、課税が繰り延べられこととなります。これを適格組織再編と言います。組織再編行為により適格要件は異なりますが、例えば、合併に関する適格要件は次のようなものとなります。

まず、合併により交付される資産が合併法人の株式のみが交付される合併で、そのうち(1)企業グループ内の合併と、(2)共同事業を営むための合併の2つに区分します。そして、それぞれ下記の要件を満たす合併については、適格合併として、合併時の資産の譲渡損益は発生せず、簿価により移転したものとされます。

(1) 企業グループ内の合併

- ・100%グループ内の合併
原則全て
- ・50%超100%未満の合併

次の要件を満たすもの

- ① 従業者引継ぎ要件
- ② 事業継続要件

(2) 共同事業を営むための合併

次の要件を満たすもの

- ① 従業者引継ぎ要件
- ② 事業継続要件
- ③ 事業関連性要件
- ④ 事業規模要件又は経営参画要件
- ⑤ 株式継続保有要件

各要件は次のようになります。

- ① 従業者引継ぎ要件
被合併法人の従業員が引き継がれること
- ② 事業継続要件
被合併法人の主要な事業が、合併後も引き続き営まれること
- ③ 事業関連性要件
被合併法人と合併法人の営む事業が相互に関連するものであること
- ④ 事業規模又は経営参画要件
被合併事業と合併事業の売上等の規模がおおむね5倍を超えないこと、又は、被合併法人と合併法人の一定の役員が合併後において特定役員となること
- ⑤ 株式継続保有要件
被合併法人の株主が、合併により交付される合併法人の株式を継続して保有すること

3. 繰越欠損金の引継ぎ

適格合併が行われた場合、合併法人は被合併法人の繰越欠損金を引き継ぐことができます。ただし、企業グループ内の合併の場合、その適格合併が下記の「みなし共同事業要件」を満たさない場合、かつ、支配関係が合併事業年度開始5年前以前より発生していない等の場合は、繰越欠損金の引継ぎが制限されます。

「みなし共同事業要件」

次の①から④のすべて要件を満たす適格合併、または①および⑤のいずれの要件を満たす適格合併

- ① 事業関連性要件
- ② 規模要件
- ③ 被合併事業の規模継続要件
- ④ 合併事業の規模継続要件
- ⑤ 経営参画要件

終わりに

組織再編税制は、複雑で多岐にわたります。また、税制の適用が大きな影響を与えることが多いこともあります。慎重な検討が望まれます。

(担当：豊山 忠明)